

2020年12月9日

苫小牧市長 岩倉 博文 様

苫小牧退職者連合  
会長 吉岡 幸吉

## 2020年度苫小牧市に対する要請書

日頃より市民生活の維持・向上に向け、ご尽力されていることに対し、心より敬意を表します。

さて、北海道・苫小牧は急速に進んでいる少子高齢化社会、人口減少問題など社会情勢の変化の先端地域となっており、2025年を展望して進められている効率的かつ質の高い医療・介護の一体的な地域ケアシステムの構築に向けて市町村を中心とした体制の強化が求められています。

政府は、医療・介護の一体的な体制を進めるために、「地域医療、介護総合推進法」を決定しましたが、これは高齢化や・長寿命化が進行する中での地域医療構想の策定や社会問題化している認知症対策、介護保険制度について、「要支援から要介護」の市町村地域支援事業への移行や、さらには医療・介護を中心に高齢者の負担増等多くの問題を抱えています。

特に、政府が「経済財政運営と改革の基本方針」とした社会保障費の抑制政策は機械的な上限設定、抑制に走り、高齢者の増加、寿命の延長という社会状況を反映せず、単に地方と利用者とりわけ年金生活者の負担増、そして社会保障サービスの低下を招くものといえます。

北海道は他地域より高齢化が進み常勤医師数、病床数が少ない状況の中で、医療受診が高いと言われ、社会保障に関しては厳しい現況にあります。社会保障の全般的な施策推進にあたっては、高齢者に対する思いやり、温もりの感じられる市政推進を強く求めたいと考えております。

苫小牧市が進める医療計画、地域ケア構想は苫小牧市民の大きな期待です。

こうした観点から苫小牧退職者連合では、下記のとおり苫小牧市長に対する要請事項を取りまとめましたので、ご検討のうえ、2021年1月20日を目途にご回答をお願い申し上げます。

尚、国・道に対し意見反映を求める要請内容も多々あることをご理解願います。

## 記

### I、年金保険制度の維持・改善

#### 1、短時間労働者の被用者年金保険加入拡大的拡大

- ① 短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかにかつ拡本的に拡大すること。少なくとも企業規模要件は即時全面廃止すること。
- ② とりわけ、就職氷河期に遭遇しやむなく短時間労働に従事してきた団塊ジュニア世代の老後の貧困を防止するために、緊急に加入拡大対策を講ずること。

#### 2、基礎年金保険料拠出期間延長

基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年に延長すること。

#### 3、公的年金保険積立金の適正な管理・運用

公的年金保険積立金は、専ら被保険者の利益のために長期的視点で運用し「官製相場」のために用いないこと。

運営収益目標を達成するため経営委員会の機能を高めること。

### II、医療制度について

#### 1、公的皆保険の堅持

公的皆保険を堅持し、「混合診療」を拡大しないこと。

#### 2、医療提供体制の整備

将来予測を踏まえて、人材・資源の適正配置など、医療提供体制を合理的に整備すること。医療計画に基づく病床機能の分化・連携の推進は、医療費削減を主目的とせず、医療・介護連携を目指すこと。

#### 3、在宅医療基盤の整備・拡充

高齢者が地域で・在宅で暮らし続けることを支える訪問診療・訪問看護などの医療基盤の整備・拡充を図ること。

#### 4、高齢者医療制度における医療費負担2割基準化や資産等を算定基礎とした患者負担論の撤回

「高齢者医療制度発足時の根幹を崩す医療費負担2割基準化」「負担能力の判定根拠として不適切かつ不公平な金融資産を算定基礎とした患者負担」を実施しないこと。

### III、介護保険制度について

#### 1、介護の社会化と被介護者・介護者の権利保障

介護保険制度を名実ともに介護の社会化を実現する制度とすること。このため被介護者の権利保障とともに、家族介護支援事業を含め介護者に

対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2に対するサービスを地域支援事業に移行させないこと。

## 2、認知症対策基本法の制定と社会的損害賠償制度の創設

- ① 認知症対策基本法・施策推進大綱・新オレンジプランを整備・更新し、諸施策を確実に実施すること。
- ② 認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する社会的な施策を整えるとともに、国として発生時に家族に過剰な責任を負わせない損害賠償制度を整備すること。
- ③ 認知症患者及び家族が案して暮らせる地域社会をつくるために、認知症施策と介護事業（支援）計画とを一体的に作り上げること。

## 3、在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

- ① 医療・介護連携、他機関連携を促進する拠点として、地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。保険者ごとに基幹的役割を果たす地域包括支援センターの設置を促進すること。
- ② 訪問介護における「身体介護」と「生活援助」は密接不可分の関係で在宅高齢者の生活を支えている。連携を強化するサービス体系とすること。
- ③ 在宅生活の限界を高める（看護）小規模多機能型居宅介護などの介護報酬を改善し、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の拡充を図ること。

## 4、高齢者が安心して暮らせる居住の場の整備

- ① 貧困ビジネス化が危惧されている不安定で劣悪な居住型施設「未届有料老人ホーム」「無料低額宿泊施設」「宿泊付デイサービス」や「長期ショートステイ」「サ高住」等について正確に設置・運営実態を調査し、運営の透明化と利用者むけの事業者選択情報を公表するなど利用者の権利擁護のための施策を実施すること。
- ② 低所得・要介護（要援護）高齢者が安心して暮らせる居住の場の一つとして、養護老人ホームの機能と職員配置基準を改善し、量的な整備・拡充を図ること。
- ③ 小規模多機能型居宅介護等、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住支援策を拡充すること。

## 5、介護事業労働者の待遇改善

「介護離職ゼロ」を実現する前提として「介護職員離職ゼロ」のための待遇改善を実施すること。

全産業の平均を大きく下回る介護職員の賃金を改善するため、「介護職員

「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。とりわけ、人材が不足している訪問介護従事者対策を急ぐこと。また、介護分野賃金ガイドラインを策定すること。

#### IV、貧困・低所得者対策について

##### 1、生活保護基準を切り下げないこと

生活保護基準は憲法第25条に基づく健康で文化的な生活を保障するに足るものとして、受給者の生活を直撃する再切り下げはしないこと。

##### 2、自立支援法の実効ある運用

生活困窮者自立支援法に基づき、当事者の権利保障のため自治体と協力して、確実に実効ある事業を実施すること。

#### V、税制について

##### 1、個人所得税

- ① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。
- ② 年金課税について、年金生活者の生活保障を大前提に、社会化された扶養であるという年金の社会的性格及び応能負担原則を踏まえた一貫性である税制とすること。

##### 2、消費税

- ① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化に要する安定財源として、所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を改定すること。
- ② 消費税にかかる低所得階層対策は、軽減税率導入案を撤回し最低限の基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」または「給付付き税額控除」を導入すること。

#### VI、地域公共交通の充実について

交通政策基本法の趣旨を踏まえ、高齢者や障がい者の生活に必要な移動手段確保を社会保障の一環に位置付け、鉄道を含む地域公共交通体系を充実・整備すること。

##### 1、国・自治体が一体となった取組みを進めること

交通政策基本計画に基づき、実質的な移動権の保障のため実効性のある施策を確立し、国・自治体が一体となって積極的に取り組むこと。このため

交通従事者代表の意見を十分に聞くなど、現場の実態に即した具体策を策定し、街づくりと一体となった地域公共交通活性化・再整備施策を推進すること。あわせてそのための所要の財源を確保すること。

## 2、運転免許証返納者の移動手段確保

事故防止の観点から運転免許証を返納した者が、社会生活に困難をきたすことのないよう、代わるべき移動手段を整えること。